

選挙管理委員会からのお知らせ

任期満了に伴う藤里町議会議員一般選挙の執行予定は以下のとおりです。

	選挙告示日	投開票日	立候補予定者説明会
藤里町議会議員一般選挙 (平成24年3月30日 任期満了による) ※定数10名	平成24年 3月20日(火・祝)	平成24年 3月25日(日)	平成24年 2月21日(火) 午前10時～ 藤里町総合開発センター 1階和室

※立候補を予定されている方は、説明会に出席してください。(代理者、随行者も出席できます。)

◎後援会等事務所看板に必要な証票(シール)の申請について

公職にある方、公職の候補予定者及び後援団体が政治活動のために使用する事務所に立札及び看板を掲示する場合には、選挙管理委員会が交付する証票(シール)の張付が必要です。

1. 申請できる立札、看板の数(町長、町議会議員の選挙に係るもの)

- ①公職の候補予定者1人につき 4枚 } 届け出た後援会がある場合、後援会4枚+個人4枚と最大
②後援団体すべてを通じて 4枚 } 8枚まで申請できます。

(同一の候補予定者に係る後援団体の全てを通じて4枚。後援団体は県選挙管理委員会への政治団体届出が必要です。)

※掲示できる枚数は、1つの後援会等事務所につき2枚です。(立札、看板を合わせて)
※当該選挙の告示前に掲示したものであれば選挙の期間中も掲示しておくことができます。
(選挙期間中に新たに掲示することはできません。)

2. 大きさ

タテ 150cm × ヨコ 40cm 以内

※足が付いている場合は、その足の部分を含め上記以内の大きさにする必要があります。
※タテ、ヨコは、単に2辺の長さを制限しているものですので、横にして使用することもできます。

【申請・お問い合わせ先】藤里町選挙管理委員会 ☎79-2296

交通災害共済不慮の災害共済

～2月1日より受付開始～

町では、平成24年度「交通災害・不慮の災害共済」の加入者を2月1日より受け付けます。この共済は県内市町村において、住民がお互いの助け合いによって、交通災害や不慮の事故にあった方々を救済しようとするものです。年齢・職種を問わず、どなたでも簡単に加入できますので、今年も家族そろってセットで加入することをお勧めします。

◆共済掛金(1人年額)◆

①交通災害共済：400円 || ②不慮の災害共済：600円 || セット加入：1,000円

◆補償内容◆

①交通災害共済		②不慮の災害共済	
死 亡	100万円	死 亡	60万円
後遺障害	50万円～100万円	後遺障害	30万円～60万円
傷 害 入院・・・1日	2,000円	傷 害 入院・・・1日	1,100円
通院・・・1日	800円		

※①の場合、交通事故証明書がない時は、共済金が半額になります。

【申込み・お問い合わせ先】藤里町町民課 町民係 ☎79-2113 (内線139)